

官報

号外 平成九年十一月十九日

○第四百一十一回 参議院會議録第六号

平成九年十一月十九日(水曜日)

午後零時十八分開議

○議事日程 第六号

平成九年十一月十九日

正午開議

第一 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。上杉自治大臣。

平成九年十一月十九日 参議院會議録第六号

〔國務大臣上杉光弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(上杉光弘君) 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案につきましては、最近の各選挙における投票率が低下傾向にあることから、選挙人がより投票しやすい環境を整えるため、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講じますとともに、選挙に関する事務の簡素合理化等を図るため、選挙人名簿に関する事務の改善、候補者届け出の際の添付書類の省略等を行うものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第一に、投票時間についてであります。現在午前七時から午後六時までとされております投票時間を、最近のライフスタイルの変化や余暇活動の多様化などの状況にかんがみ、二時間延長し、原則として午前七時から午後八時までとすることとしております。

第二に、不在者投票についてであります。選挙人が利用しやすい不在者投票制度とするため、例えば、用務のため投票当日投票区外に滞在すると見込まれる者についても不在者投票をすることができるよう、不在者投票事由を緩和する等その

改善を図ることとしております。

また、現在午前八時三十分から午後五時までとされております不在者投票時間につきましても、通勤者等の便宜を考慮し、原則として二時間の延長を行い、午前八時三十分から午後七時までとすることとしております。

第三に、選挙人名簿についてであります。市町村における電子計算機の利用の実態を踏まえ、事務の効率化を図る観点から、カード式に限られていた様式の制限を廃止するとともに、選挙人名簿を磁気ディスクによっても調製することができるとしてあります。

また、選挙人の転入・転出の時期によっては、いずれの市町村の選挙人名簿にも登録されないこととなることもあることから、登録漏れをできる限り少なくし、選挙権行使の機会をより確保することができるよう、現在年一回とされておりました定時登録の回数を年四回に増加することとしております。

以上のほか、候補者届け出等の際の添付書類の簡素化、選挙公報掲載文の字数制限の廃止、参議院通常選挙における確認団体の公営による政策広告の廃止、選挙立会人の資格要件の緩和等を行い、選挙に関する事務の簡素合理化等を図ることとしてあります。

なお、この法律につきましては、制度の周知及び実施の準備のため、原則として平成十年六月一日から施行することとしてあります。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

し、質疑の通告がございます。発言を許します。

〔平野貞夫君登壇、拍手〕

○平野貞夫君 平成会を代表しまして、ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。

本改正案は、最近の各選挙での投票率の低下傾向を憂慮し、選挙人が投票しやすい環境を整えることなどを改正理由としてあります。

我が国の国政選挙を初めとする投票率の低下傾向は、制度の技術的改善だけでは解決できるものではないと存じます。国民の民主政治に対する意識や理解の問題、選挙の制度、執行、違反等にかかわる措置が公正に行われているかどうかという問題、なにかんずく国民が現在の政治に対して信頼感を持っていかどうかという根本に突き当たる問題であります。したがって、投票率の低下傾向の原因は何か、本質は何かといった総合的観点から質問を行います。

まず、自治大臣にお尋ねいたします。

この改正案は、投票時間の延長、不在者投票制度の改善などにより投票率を向上させようとするものであります。どの程度の改善を期待しているのか、予算を必要とすることでもあり、具体的な数値をもってお答えいただきたい。なお、即日開票の普及など現行の投票・開票事務には一定の評価があります。改正案はこれらに影響が出るものと予想されます。どう対応するのか、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、平成七年、前回の通常選挙の際、実態としては逆転していることがわかっていました三重県選挙区と鹿児島県選挙区の定数逆転問題でございますが、平成会では早急に是正すべく各党に呼

びかけているところであり、自治大臣、こうした不正を放置したままでは投票率の向上は望まれません。御見解をお伺いしたい。この政府案を修正するという方法もござります。いかがでございますでしょうか。

次に、法務大臣にお尋ねします。

選挙違反の捜査、司法による処置が適正に行われているかどうかということも投票率の向上や低下に影響がある重要な問題であります。その意味で、拡大された連座制の適用について、捜査当局側に大きな問題があることを具体的に指摘しておきたいと思ひます。

昨年の総選挙で、栃木県第四区、自民党候補の茂木町の選挙違反は、町ぐるみの買収事件として、日本テレビを初め各新聞、国会論議でも批判があった問題です。だれもが連座制の適用は必至と思つていたケースですが、検察の判断で適用されませんでした。

一方、高知県第三区、無所属候補の西土佐村の問題で、政治的な冤罪事件の疑いがあるケースに連座制が適用され、法のものとの平等を求め、現在、最高裁判所に上告しております。

この二つの事件を比較しますと、いかに検察官の自由心証とはいへ、余りにも公平と正義の原理に反するものであります。この二つのケースについて、法務大臣、どのような御感想をお持ちでしょうか。また、公正かつ適切な連座制の運用のため、法務省、検察当局も一層努力すべきではないかと思ひますが、御所見をお伺いしたいと思います。

さて、橋本総理、私がこの壇上で思ひ出しますのは、平成四年七月の参議院選挙であなたの応援

をいただいたことであり、

五年四月月という時の流れの中で私は野党となり、総理になられたあなたを初め、お世話になった方々に対する恩義を超えて、我が国の民主政治の原点にかかわる幾つかの問題について見解をただし、苦言を申し上げることになりましたことを、政治に生きる人間の定めだと感じております。どうか御理解をいただきたいと思ひます。

まず第一に、政治改革、とりわけ参議院選挙制度の抜本改革について御見解を伺います。

投票率の低下傾向は、参議院の通常選挙において際立っております。原因は、国民の多くが参議院の存在意義に疑問を持ち、構成のあり方に不満を感じているからではないでしょうか。衆議院の選挙制度を抜本改革した際、それに対応して参議院選挙制度の抜本改革を行うことを各党が約束しましたが、放置されたままでございます。

平成会では、選挙公約に基づき、本年六月、抜本改革案を取りまとめ、国会に提出し、継続審査案件となっております。

主な内容は、定数を五十二人減じて二百人とし、比例代表を廃止して全国を五つの広域ブロックに分け、七十人を人口に比例して配分し、直接個人を選ぶこととあります。また、都道府県区は現行のままとし、百二十人を人口に比例して配分するといふものであります。これにより、政党化の弊害を避けて専門的、長期的立場で国政に責任を果たす参議院に生まれ変わることをねらいとしております。なお、国会議員の定数減員は、国民的要請にこたえ、行政改革断行のためにも、まず政治みずから身を切らうということとあります。

橋本総理、参議院の存在意義と構成のあり方についてどのような御見解をお持ちでしょうか。また、平成会の抜本改革案についてどのような御所見をお持ちか。議員立法を活性化させるためにも、この法案の審議を促進し、成立させる必要があると思ひますが、自民党総裁としての御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

第二に、最近の投票率低下の最大の原因が国民の政治不信にあるとの観点からお尋ねします。

総理、戦後、今日ほど日本人の多くが政治に対してどうしようもない閉塞感を持った時代はなかったと思ひます。これが投票率の低下傾向をもたらしていると思ひます。

原因の根本は、思想、信条を対立させている政党や政治家が、政権の継続だけを目的にして政治を行つていふことにあります。そのため、一本釣りと呼ばれる多数派工作が公然と行われ、釣る方も釣られる方も、政治家の人間としての良心を疑わしめる出来事が日常茶飯事となっております。選挙で主権を行使した国民の基本権を侵すものであり、大義のない行動は、国民の人間としての尊厳を冒瀆するものと言わざるを得ません。

政治の理念と基本政策を対立させた政党による連立政権は、例えて言えば、馬車の前と後ろに馬をつないで走らせようとしているようなもので、これでは政治は機能しません。安全保障の確立も構造改革も動きやうがないじゃありませんか。今日の不況、経済危機も、理念、政策のねじれた政治構造に原因があり、国民は先行き不安に立ちずくんでいます。この理性を失つた我が国の政治の実態に投票率低下の原因があると思ひます。いかがでございますでしょうか。

第三に、政治不信の原因として、政治的指導者の立場にある人たちの政治倫理に対する弛緩があることを指摘しておきたいと思ひます。

自民党の三役と言われる人たちが、閣僚の中でも指導的立場の人たちがこれほど多く政治資金にかかわる疑惑を持たれたことがあったのでしょうか。全員あなたが任命した人たちです。これでは、幾ら投票率の低下を防止する技術的改善を行つても、国民の政治不信は解消できません。

数多くある疑惑の中で一点だけ申し上げます。九月二十一日の朝日新聞が、自民党の森総務会長、加藤幹事長らが、自分の政治団体で発行する機関誌に企業広告を多数掲載し、その広告料で多額の政治資金を賄っている実態を報道しております。

森総務会長の場合、昨年、機関誌「春風」の収入約五百九十六万円のうち広告費が約五千八百四十万円、約九八%を占めております。加藤幹事長の場合、昨年、機関誌「雲霓」の収入約八千万のうち広告費が約六千八百八十四万、七七%を占めております。広告料については規制がないためです。事実上の企業献金であり、脱法行為にはかなりま

せん。機関誌で常識を超えた広告料を取り、一つの企業に何十冊も購入させるというやり方は、総会屋とどこが違うのかと国民は怒っています。この臨時国会には、総会屋に対する罰則強化の商法改正案が提出されていますが、このような政治家の姿勢を放置したままでは、果たして法の正義を貫き通すことができるでしょうか。これらのケースは明らかに、橋本総理が参議院本会議で答弁した、社会通念を超えた寄附行為であります。脱税、所得

税法違反として責任を追及すべきであると思いがすが、いかがですか。

それができないなら、政治不信を解消し、投票率の低下を防ぐためにも橋本総理、加藤幹事長と森総務会長にせめてやめるよう注意なさってはいかがですか。御所見をお聞かせください。

第四に、橋本総理の民主政治の基本に対する考案方についてお尋ねいたします。

総理は、十月三十日の衆議院予算委員会で、田中慶秋氏が指摘した三宝会の問題点について、重大な答弁をしております。

三宝会は、この情報化時代に、大手の新聞社や通信社五社、全国ネットのテレビ四社、大手の出版社五社から、合わせて三十人の第一線の有名ジャーナリストをネットワークし、個人会員に新旧の内閣情報調査室長と五つの利権官庁の事務次官OBを参加させ、三十五の法人会員で構成されています。

元首相を最高顧問に、事務局をイトマン事件で絵画取引を行った画廊に置いています。世話人の中には、情報操作のプロと言われている人物もいます。趣旨書には、相互に円滑な人間関係を築き上げ、職域を超えて足らざるところを補充して飛躍しようという意味のことが書かれています。

橋本総理の答弁は、そういう方々が、ともに集まり、それぞれ切磋琢磨されることが悪いとは私には思いませんというものでした。

なぜ、私がこのことにこだわるのか。それは我が国の民主政治の根幹にかかわる問題が潜んでいるからであります。確かに、投票率の低下傾向は深刻な問題です。しかし、投票率の向上は国民の政治意識の向上という質を伴うべきであります。

特定の政治支配をねらう人たちが三宝会のような組織を利用してやわらかく情報操作を行えば、投票率の向上はもちろん、当選、落選、さらに政界や財界の動向にも大きな影響を与えることになりかねません。最近、それに疑わしい現象を感じてなりません。それが不況、経済危機と重なる何が起こるか。私たちは、昭和のある時代に報道の公正さが失われ、我が国の議会政治を崩壊させたファシズムを体験したはずで、

総理、私が危惧しますのは、三宝会のような組織に対して民主政治の原理を崩すものと感じない人たちが大勢いるという我が国の現実でございます。また、総理大臣を経験した方がこういう組織にかかわっていること自体問題であり、この国をどうしようとなさるのか、国家社会に対する見識を疑うものであります。橋本総理、このような観点から、三宝会についてどのような御見解をお持ちか、改めてお伺いします。

最後に、今、私たちは日本の崩壊か再構築かの選択を迫られております。「政治家が人間の尊厳を忘れたとき、国は滅びる。政治家である前に、人間であれ」、これは私の人生の師、前尾繁三郎先生の遺言であります。政治の目的は人間の尊厳を守ることにあると思えます。今日ほど日本の政治が墮落し、政治家の人間としてのあり方が問われている時代はありません。私も日夜反省しております。

国民の政治意識の向上も、投票率の質的向上も、不況を克服して構造改革を実現していくためにも、私たち政治家が人間として、日本人として政治に理性を回復させなければなりません。これこそ日本を再生させるべきであることを申し上げておきます。

て、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 平野議員にお答えを申し上げます。

まず、参議院の存在意義と構成のあり方についてのお尋ねがございました。

申し上げるまでもなく、我が国憲法では衆議院と参議院から成ります二院制を採用し、民意をよりの確に反映させ、議事の公正と慎重を期すること等により、国民の代表機関たる国会の機能が遺憾なく発揮されることを期待していると思っております。このことから、参議院の選挙制度のあり方につきましては、衆議院の選挙制度との関連を念頭に置きながら、二院制の趣旨が生かされることを基本に検討がされるべきだと考えております。

今、平成会提案の参議院議員の選挙制度の改革案についてもお尋ねをいただきましたが、さきの通常国会に平成会から参議院議員の定数削減、比例代表選挙の廃止、全国五ブロックによる大選挙区制の導入等と内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が提案されたことと承知をいたしており、制度改革案を取りまとめられたその御労苦に対し敬意を表したいと思います。

また、この審議促進についてお尋ねがございました。現在、自由民主党におきましても、また与党三党におきましても、幅広い視点から選挙制度改革の検討が進められている状況の中であり、今後、各党各会派におかれましてそれぞれさらに議論を深めていただき、政府としてはそれらの御議論を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、投票率の低下と連立政権という御指摘がございました。

自由民主党、社会民主党及び新党さきがけは、昨年十月末に結んだ政策合意に基づいて、現在、三党連立のもとに全力で国政の基本問題に取り組みしております。沖繩に係る問題、ガイドライン、さらには昨日まとめました経済対策も、それぞれオープンに真剣な議論を行ってきた結果であり、また各党各会派の御協力も得ながら今日までまいりました。

私は、投票率の低下というものにはさまざまな原因があると思えます。そして今、投票環境を向上させるために、投票時間の延長、不在者投票事由の緩和などを内容とするこの公選法改正案をまさに御提案申し上げ、御審議願おうとしておりますのであります。ぜひ委員の御理解と御協力をいただきたいと思います。

しかし、いずれにいたしましても、どうやら国民に、特に若い方々に政治に関心を持っていただくか、これは党派会派を超えて考えていかなければならない問題だと、そのように思っています。次に、政治団体の機関誌広告料収入についてお尋ねがございました。

政治団体は一般的に人格のない社団等に該当し、その機関誌の発行事業につきましては、それが公益目的達成のために行われる場合には、税法所定の収益事業に該当せず、これに付随する広告料収入も含めて、法人税の課税関係は生じないことになっております。なお、政治団体が寄附を受ける行為につきましても、収益事業に該当せず、法人税の課税関係は生じないこととされております。

最後に、三宝会についてお尋ねがございました。

どのような見解をと言われましても、私自身メンバーではありませんし、どういう会合なのかわかりませんだけに困ってしまいますが、私は、私的な立場で各界におられる方々が広い視野での判断、また公正、客観的な考え方を得ることを目的とし、自由な意見交換をされる勉強会だと、そのように認識いたしております。

残余の質問に關しましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣上杉光弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(上杉光弘君) 平野議員にお答えいたします。

まず、今回の法改正による投票率向上への効果についてのお尋ねでございますが、個々の選挙の投票率は候補者の顔ぶれや選挙の争点によって左右されますため、今回の改正により投票率向上の効果をも具体的な数値で示すことは極めて困難でございます。しかしながら、投票時間の延長や不在者投票制度の改善によりまして、有権者にとってはより投票しやすい環境が整備されることになりまして、投票率向上に相当の寄与をするものと考えております。

次に、投票時間の延長に伴う開票事務への影響についてのお尋ねでございますが、今回の改正により、選挙によっては、大都市圏を中心に一部の市区において即日開票が困難となるおそれがある

公職選挙法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

と考えております。自治省といたしましては、各市町村に対して開票作業の簡素合理化などの見直しを行っていただき、できる限り即日開票ができるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、参議院の三重県選挙区と鹿児島県選挙区の定数の逆転問題についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、参議院議員選挙の三重県選挙区と鹿児島県選挙区についてはいわゆる定数の逆転現象が生じているところであります。定数は正を初め、参議院議員の選挙制度改革につきましましては、与党三党では、昨年十月三十一日の政策合意において、「議員定数の削減を前提にし、民意がより良く国政に反映されるよう、早急に選挙制度見直しを開始する。」とされ、鋭意検討が行われているところと承知いたしております。

また、平成会におきましては、さきの通常国会に参議院議員の選挙制度の改正を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案を提出され、本国会に継続審査となっているものと承知いたしております。

この問題につきましては、今後さらに国会を初め各党各会派で十分御議論を深めていただき、自治省といたしましては、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣下種葉耕吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(下種葉耕吉君) 平野議員にお答え申

上げます。

まず、公職選挙法における連座制の適用に關する御質問がございました。

御指摘のありました個々の事件に關しまして、法務大臣として所見を申し述べるとは差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げれば、検査当局は、連座制の適用に当たっては、法と証拠に基づき、厳正かつ公平に対処しているものと承知しております。

次に、公職選挙法における連座制の公平かつ適正な運用に關する御質問がございました。

公職選挙法における連座制の規定は、候補者自身の当選無効及び所定の期間の立候補禁止という重大な効果を生じさせるものであります。それだけに、議員御指摘のとおり、この制度が公平かつ適正に運用されるよう努めなければならないことは申すまでもございません。

検査当局はこの趣旨を踏まえ、具体的事件について連座制を適用するに当たっては、平素から厳正公平、不偏不党の立場に立脚し、法と具体的な個々の証拠に基づいて適正に対処しているものと承知しております。

また、法務省といたしましても、関係会議において大臣から一般的にその旨訓示を行うなどしているほか、各検査庁に連座制に關する資料を提供するなどして、その趣旨や内容の周知を図っており、連座制の運用が適正になされるよう努めているところでございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長吉村剛太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、組合員の減少等により厳しい状況に置かれている事業協同組合や商工組合等に対し、その事業規制を一部緩和することにより、適切に組合員の事業活動を支援できるようにしようとするものであります。

その内容は、組合員が共同して新たな事業分野に進出しようとする場合に、組合がこれを支援できるようにするとともに、組合員の減少等により事業の運営に著しい支障が生じている組合施設について、組合員以外の者に利用させる場合の新たな特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、員外利用を認める場合の基準、組合制度のあり方、中小企業に対する融資の円滑化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

末広まきこ君 小山 峰男君
渡辺 孝男君 大森 礼子君
山口 哲夫君 福本 潤一君

山本 保君	武田邦太郎君	海老原義彦君	岩井 國臣君	久世 公麿君	斎藤 文夫君
江本 孟紀君	松 あきら君	吉村剛太郎君	魚住裕一郎君	青木 幹雄君	中曾根弘文君
加藤 修一君	山崎 力君	直嶋 正行君	平野 貞夫君	倉田 寛之君	片山虎之助君
平田 健一君	鈴木 正孝君	長谷川 清君	野沢 太三君	守住 有信君	香掛 哲男君
但馬 久美君	和田 洋子君	松浦 孝治君	宮崎 秀樹君	岡野 裕君	高木 正明君
曾川 健二君	海野 義孝君	二木 秀夫君	足立 良平君	遠藤 要君	真鍋 賢二君
円 より子君	岩瀬 良三君	木庭健太郎君	統 訓弘君	村上 正邦君	井上 吉夫君
小林 元君	都築 謙君	田村 秀昭君	永田 良雄君	佐々木 満君	岩崎 純三君
石田 美栄君	荒木 清寛君	鈴木 貞敏君	志村 哲良君	井上 裕君	宮澤 弘君
浜四津敏子君	山下 栄一君	小野 清子君	平井 卓志君	加藤 紀文君	坪井 一字君
風間 湘君	泉 信也君	扇 千景君	鶴岡 洋君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君
寺澤 芳男君	武田 節子君	大久保直彦君	世耕 政隆君	橋本 聖子君	馳 浩君
牛嶋 正君	猪熊 重二君	前田 勲男君	森田 健作君	田村 公平君	谷本 嶺君
寺崎 昭久君	星野 朋市君	矢野 哲朗君	溝手 顕正君	菅野 壽君	田浦 直君
木暮 山人君	勝木 健司君	佐藤 静雄君	依田 智治君	武見 敬三君	中原 爽君
片上 公人君	及川 順郎君	山本 一太君	三浦 一水君	長峯 基君	湖上 貞雄君
広中和歌子君	永野 茂門君	松村 龍二君	平田 耕一君	笠原 潤一君	松谷倉一郎君
吉田 之久君	白浜 一良君	畑 恵君	林 芳正君	南野知恵子君	河本 英典君
長谷川道郎君	水野 誠一君	亀谷 博昭君	中島 真人君	上野 公成君	関根 則之君
菅尾 長司君	長尾 立子君	阿部 正俊君	鈴木 政二君	日下部禮代子君	榑崎 泰昌君
奥村 展三君	堂本 暁子君	金田 勝年君	狩野 安君	鹿熊 安正君	鎌田 要人君
常田 享詳君	岩永 浩美君	佐藤 泰三君	石渡 清元君	野村 五男君	石川 弘君
大野つや子君	高野 博師君	鴻池 祥肇君	谷川 秀善君	大島 慶久君	須藤良太郎君
阿曾田 清君	益田 洋介君	保坂 三蔵君	岡 利定君	木宮 和彦君	浦田 勝君
釜本 邦茂君	北岡 秀二君	尾辻 秀久君	山崎 正昭君	吉川 芳男君	石井 道子君
小山 孝雄君	戸田 邦司君	陣内 孝雄君	西田 吉宏君	竹山 裕君	松浦 功君
高橋 令則君	今泉 昭君	成瀬 守重君	野間 越君	井上 孝君	林田悠紀夫君
水島 裕君	景山俊太郎君	清水 達雄君	清水嘉与子君	板垣 正君	大河原太一郎君

大木 浩君 上杉 光弘君

下稻葉耕吉君 岡部 三郎君

志苦 裕君 中尾 則幸君

国井 正幸君 小川 勝也君

西川きよし君 山下 芳生君

川橋 幸子君 朝日 俊弘君

笠井 亮君 渡辺 四郎君

藁科 満治君 角田 義一君

阿部 幸代君 及川 一夫君

一井 淳治君 竹村 泰子君

萱野 茂君 佐藤 道夫君

西山登紀子君 須藤美也子君

三重野栄子君 梶原 敬義君

千葉 景子君 前川 忠夫君

齋藤 勁君 緒方 靖夫君

吉川 春子君 村沢 牧君

本岡 昭次君 伊藤 基隆君

笹野 貞子君 有働 正治君

橋本 敦君 吉岡 吉典君

田 英夫君 赤桐 操君

瀬谷 英行君 小島 慶三君

久保 亘君 菅野 久光君

松前 達郎君 立木 洋君

上田耕一郎君

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 下稻葉耕吉君

通商産業大臣 堀内 光雄君

自治大臣 上杉 光弘君

政府委員

自治省行政局選 牧之内隆久君
挙部長

議長の報告事項

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

阿部 正俊君

鈴木 政二君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

斎藤 文夫君

会に付託した。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第
一三三号) 法務委員会に付託

内国税の適正な課税の確保を図るための国外法
金等に係る調査の提出等に関する法律案(閣法
第二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法
第三号) 大蔵委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

許可等の有効期間の延長に関する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出ダム事業の総点検に
関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検
討する必要があり、これに日時を要するため、そ
れぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第
七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領
した。

参議院議員山下栄一君提出郵便貯金の周知宣
伝施設に関する質問(答弁することができると期
限 十一月二十八日)

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シユワブ
沖水城における海上ヘリポート建設に関する質
問(同 十一月二十五日)

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間
が更新された旨の通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

許可等の有効期間の延長に関する法律
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

鈴木 和美君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

決算委員

辞任

補欠

松村 龍二君

齋藤 文夫君

猪熊 重二君

小林 元君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

武見 敏三君

野村 五男君

益田 洋介君

和田 洋子君

菅野 久光君

峰崎 直樹君

須藤美也子君

阿部 幸代君

椎名 素夫君

江本 孟紀君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 介護保険法(第百三十九回国会閣

法第七号)、介護保険法施行法(第百三十九

回国会閣法第八号)及び医療法の一部を改正

する法律案(第百三十九回国会閣法第九号)の

審査に資するため、現地において意見を聴取

する。

一、派遣委員

第一班 山本 正和

南野知恵子

石井 道子

中島 真人

長峯 基

宮崎 秀樹

木暮 山人

山本 保

今井 澄

西山登紀子

第二班 上野 公成

浜四津敏子

清水 澄子

尾辻 秀久

田浦 直

中原 爽

渡辺 孝男

釘宮 馨

一、派遣地

第一班 愛知県

第二班 大分県

一、期間 両班とも十一月二十日 一日間

一、費用 概算七四七、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成九年十一月十七日

厚生委員長 山本 正和

参議院議長 齋藤 十朗殿

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

長尾 立子君

中曾根弘文君

文教委員

辞任

補欠

福本 潤一君

山下 栄一君

松 あきら君

但馬 久美君

商工委員

辞任

補欠

大木 浩君

田村 公平君

国会法第四十二

国会法第四十二

条第二項ただし

条第三項の規定

書の規定による

によるもの

木宮 和彦君

太田 豊秋君

中曾根弘文君

長尾 立子君

通信委員

辞任

補欠

但馬 久美君

松 あきら君

建設委員

辞任

補欠

太田 豊秋君

木宮 和彦君

山下 栄一君

福本 潤一君

予算委員

辞任

補欠

猪熊 重二君

小林 元君

武田 節子君

浜四津敏子君

都築 讓君

荒木 清寛君

戸田 邦司君

高橋 令則君

千葉 景子君

伊藤 基隆君

決算委員

辞任

補欠

小林 元君

猪熊 重二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

吉田 久之君

牛嶋 正君

和田 洋子君

益田 洋介君

阿部 幸代君

橋本 敦君

江本 孟紀君

椎名 素夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

大蔵委員会

理事 牛嶋 正君(牛嶋正君の補欠)

理事 上山 和人君(鈴木和美君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。

行政情報の公開に関する法律案(倉田栄喜君外

七名提出)(衆第一一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織

に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第

一〇号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認し

た。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

介護保険法(第百三十九回国会閣法第七号)

介護保険法施行法(第百三十九回国会閣法

第八号)

医療法の一部を改正する法律案(第百三十九

回国会閣法第九号)

一、公聴会の問題 介護保険法、介護保険法

施行法及び医療法の一部を改正する法律案

について

一、開会の日 平成九年十一月二十七日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十

二条により承認を求めます。

平成九年十一月十八日

厚生委員長 山本 正和

参議院議長 齋藤 十朗殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平成九年十一月十九日 参議院會議録第六号

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問
主意書(山口哲夫君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	年月日
内閣官房内閣外政審議室長	門司健次郎	門司健次郎	(解職) 平九・二・八
内閣官房内閣総務局長			
内閣官房内閣総務局長			
内閣官房内閣総務局長			
内閣官房内閣総務局長			
内閣官房内閣総務局長			

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の
者を、第四百四十一回国会政府委員に任命すること
を承認した。

内閣官房内閣外政審議室長	内閣官房内閣外政審議室長
平林 博君	平林 博君
兼内閣総理大臣官房外政審議室長	兼内閣総理大臣官房外政審議室長

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政
審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博
君(同日議長承認)を、第四百四十一回国会政府委員
に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組
織に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十一月十八日

商工委員長 吉村剛太郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、事業協同組合、商工組合等の組
合員たる中小企業者をめぐる経済環境の変化に
かんがみ、組合の機能の拡充を図るため、組合
の事業に組合員の新たな事業の分野への進出の
円滑化を図るための施設を加えるとともに、組
合員以外の者に組合の事業を利用させる場合の
特例に関する規定を設けようとするものであつ
て、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組
織に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は、本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組
織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の
組織に関する法律の一部を改正する法律
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法
律第百八十一号)の一部を次のように改正す
る。

第九条の二第二項中第六号を第七号とし、第
五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加
える。

五 組合員の新たな事業の分野への進出の円
滑化を図るための新商品若しくは新技術の
研究開発又は需要の開拓に関する施設

第九条の二第九項から第十一項までの規定中
「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。
第九条の二の二の次に次の一条を加える。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第九条の二の三 事業協同組合及び事業協同小
組合は、その所有する施設を用いて行つてい
る事業について、組合員の脱退その他のやむ
を得ない事由により組合員の利用が減少し、
当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合に
おいて、省令で定めるところにより、第九条
の二第三項ただし書に規定する限度を超えて

組合員以外の者に当該事業を利用させること
が当該事業の運営の適正化を図るために必要
かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁
の認可を受けたときは、同項ただし書の規定

にかかわらず、一事業年度における組合員以
外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年
度における組合員の利用分量の総額に対する

割合が百分の二百を超えない範囲内におい
て、組合員以外の者に当該事業を利用させる
ことができる。

2 行政庁は、前項の認可に係る事業につい
て、第九条の二第三項ただし書に規定する限
度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用
させることが当該事業の運営の適正化を図る
ために必要かつ適切なものでなくなつたと認
めるときは、当該認可を取り消すことができ
る。

第九条の三の前に見出しとして「(倉庫証券の
発行)」を付する。

第九条の九第一項中第八号を第九号とし、第
七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加
える。

七 所属員の新たな事業の分野への進出の円
滑化を図るための新商品若しくは新技術の
研究開発又は需要の開拓に関する施設

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第二条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和
三十二年法律第百八十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第十七条第二項中「第五項まで」の下に「及び
次条」を加え、第四号を第五号とし、第三号の
次に次の一号を加える。

四 組合員の新たな事業の分野への進出の円
滑化を図るための新商品若しくは新技術の
研究開発又は需要の開拓に関する施設

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条

の次に次の一条を加える。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第十七条の二 商工組合は、その所有する施設を用いて行っている前条第二項の事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、省令で定めるところにより、同条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて主務大臣の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。
第三十三条中「第七項まで」の下に、「第十七条の二」を加え、「及び第三号を」、「第三号及び第四号」に改め、「第十六項までの規定」の下に「並びに第十七条の二」を加える。

第六十六条第一号中「第十七条の二第二項」を「第十七条の三第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ダム事業の総点検に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年十月十三日

竹村 泰子

参議院議長 斎藤 十朗殿

ダム事業の総点検に関する質問主意書

先般、建設省から「ダム事業の総点検」が発表されたが、その検討内容、経過、結果は、極めて不透明なものとなっている。政府は、各ダム事業ごとに検討経過や判断理由等を、国民に対して明らかにするべき責任があると考え、そこで、以下のとおり質問する。

一、「ダム事業の総点検」について

「ダム事業の総点検」において、「各ダム事業

の必要性、緊急性、地元状況等について、全国のダムを総点検した結果、平成十年度概算要求において以下のような措置を行うこととする。」と記述されているが、

1 「全国のダムを総点検した」とあるが、検討した全国のダムと、その所在地を示されたい。
2 「必要性、緊急性、地元状況等」について、具体的にどのような検討を行ったのか示されたい。

3 記載されているダム以外は、必要性、緊急性、地元状況等について全く問題がないという認識なのか。

4 建設省は、昨年十二月に四つのダム事業につきその中止を発表しているが、その際には今回中止を決定したダムにつき見直しを行わなかったのか。行わなかったとすれば、その理由を示されたい。また、見直しを行っていないとすれば、昨年十二月には中止に至らなかったにも関わらず、今回中止と判断したダムについては、なぜ判断が異なる結果となったのか、その理由を示されたい。

二、「中止ダム事業」、「休止ダム事業」、「足踏みダム事業」について

1 「水需要の見込みがないことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により、中止の判断をしたダム事業」につき一覽で記載されているが、各ダムごとに具体的な中止となった理由を示されたい。

2 「事業の緊急性や地元状況等から、平成十年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業」につき一覽で記載されているが、各ダムごとに具体的な休止となった理由を示されたい。併せて、代替案も含めた検討とは、どのような検討をどのような手続で行うのか、各ダムごとに示されたい。

3 ダム事業を中止する場合と休止する場合とで、必要性や緊急性、地元状況等ほどの程度の差があるのか、具体的に示されたい。

4 「平成十年度に最低限必要な基礎的調査以外に工事や調査を進めることができない(足踏み状態)ダム事業」につき一覽で記載されているが、なぜ最低限必要な基礎的調査以外を行わないという結論に至ったのか、各ダムごとに具体的に示されたい。

5 足踏みダム事業の基礎的調査の結果は国民に広く公表されるのか。公表されないとすればそれはなぜか。

6 足踏みダム事業に関して、その基礎的調査の結果をふまえて、中止あるいは休止という結論に至ることがあり得るのか。また、基礎的調査の結果は誰が、どのような手続で検討を加えるのか示されたい。

右質問する。

平成九年十一月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員竹村泰子君提出ダム事業の総点検に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出ダム事業の総点
検に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「ダム事業の総点検」(以下「総点検」という。)の対象としたダム等事業(以下「対象ダム等事業」という。)及びその事業地の所在する市町村名は、別表第一のとおりである。

一の2について

総点検においては、それぞれの対象ダム等事業について、当該事業が計画されている河川等における治水事業の進捗状況、過去の洪水による災害の状況及び過去の漏水によって生じた支障の状況、当該事業に係る水需要の見通し、関係する地域の意向、これまでに実施してきた調査の結果等を総合的に勘案して検討を行ったものである。

一の3について

対象ダム等事業のうち、中止ダム等事業(対象ダム等事業のうちその事業に係る水需要の見通しに変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降は事業を行わないとの判断を行ったものをいう。以下同じ。)、休止ダム等事

業(対象ダム等事業のうち事業の緊急性、地元状況等にかんがみて平成十年度予算概算要求では要求を行わず、その代替案も含めた今後の事業の進め方について検討を行うこととしたものをいう。以下同じ。)、及び一時休止ダム等事業(対象ダム等事業のうちダム等事業審議委員会の審議の結果を待って今後の事業の進め方を判断することとしたものをいう。以下同じ。)

二の2について

以上のものについては、一の2について述べた総合的な検討を行った結果、建設省及び対象ダム等事業の事業者(以下「建設省等」という。)として、平成十年度予算概算要求においても要求を行い、継続して事業を行うことが妥当であると判断したものである。

建設省等においては、これまでも、建設省所管のダム等事業について、それぞれ、その必要性、緊急性等を検討してきたところであり、その結果、平成八年八月に、四のダム等事業について平成九年度以降は事業を行わないことが妥当であると判断したものである。

中止ダム等事業については、平成八年八月時点においては、それまでに得られていた調査の結果等からは、平成九年度以降は事業を行わないことが妥当であると判断には至らなかったものである。

中止ダム等事業について、平成十年度以降は事業を行わないことが妥当であると判断した理由

由は、別表第二のとおりである。

休止ダム等事業について、平成十年度予算概算要求では要求を行わないことが妥当であると判断した理由は、別表第三のとおりである。

また、休止ダム等事業とされた各事業の今後の進め方については、計画どおり事業を実施することも選択肢の一つとしつつ、それぞれの事業が計画されている河川等における洪水による災害、漏水による支障等に対処するための方策

について、建設省等において記されているとおりである。

なお、休止ダム等事業とされた各事業に關し具体的にとのような検討を行うかについては、別表第三において記されているとおりである。

中止ダム等事業とされた各事業については、これまでに得られた調査の結果等から、当該事業に係る水需要の見通しに変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等を踏まえ、建設省等において平成十年度以降は事業を行わないことが妥当であると判断したものである。

一方、休止ダム等事業とされた各事業については、これまでに得られた調査の結果等からは事業を行わないことが妥当であると判断できないが、当該事業が計画されている河川等における治水計画上のより優れた代替案の存在の可能性、関係する地域の意向、事業の緊急性等を総合的に勘案して、建設省等において平成十年

度予算概算要求では要求を行わないことが妥当であると判断したものである。

また、一時休止ダム等事業とされた事業については、当該事業に係るダム等事業審議委員会の審議の結果を待って事業の進め方を判断する必要がありと考えて、建設省において平成十年度予算概算要求では要求を行わないことが妥当であると判断したものである。

御指摘の「平成十年度に最低限必要な基礎的調査以外に工事や調査を進めることができない(足踏み状態)ダム事業」は、いずれも、予算上の制約のために、平成十年度予算概算要求では流量観測、水質観測等の継続して行う必要がある最低限の基礎的調査(以下「基礎的調査」という。)のみを実施するという内容の要求を行わざるを得なくなった事業である。

建設省所管のダム等事業に係る基礎的調査の結果の公表は、それぞれの事業の事業者の判断において行われるものである。

なお、建設省所管のダム等事業のうち建設大臣又は水資源開発公団が行うものに係る基礎的調査の結果については、これまでも要請に応じて公表してきているところである。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

御指摘の「基礎的調査の結果」は、ダム等が計画されている河川の流量、水質等の基礎的な観測値にすぎないものであり、それに基づいてダム等事業の進め方を判断し得るものではない。

別表第一

事業名	都道府県名	市町村名
沙流川総合開発事業	北海道	沙流郡平取町
忠別ダム建設事業	北海道	上川郡東神楽町 同郡東川町 同郡美瑛町
滝里ダム建設事業	北海道	芦別市 富良野市 空知郡中富良野町
札内川ダム建設事業	北海道	河西郡中札内村
留萌ダム建設事業	北海道	留萌市
幾春別川総合開発事業	北海道	三笠市
サンルダム建設事業	北海道	上川郡下川町
夕張シューパロダム建設事業	北海道	夕張市
小川原湖総合開発事業	青森県	三沢市 上北郡上北町 同郡東北町 同郡六ヶ所村
津軽ダム建設事業	青森県	中津軽郡西目屋村
胆沢ダム建設事業	岩手県	胆沢郡胆沢町
鳴瀬川総合開発事業	宮城県	加美郡宮崎町
森吉山ダム建設事業	秋田県	北秋田郡森吉町
成瀬ダム建設事業	秋田県	雄勝郡東成瀬村
鳥海ダム建設事業	秋田県	由利郡鳥海町
月山ダム建設事業	山形県	東田川郡朝日村
長井ダム建設事業	山形県	長井市

摺上川ダム建設事業	福島県	福島市
霞ヶ浦導水建設事業	茨城県	水戸市 土浦市 石岡市 東茨城郡茨城町 同郡美野里町 同郡内原町 同郡稲敷郡東町 同郡新治郡玉里村 同郡霞ヶ浦町
渡良瀬遊水池総合開発事業	栃木県	小山市 下都賀郡野木町 同郡藤岡町
湯西川ダム建設事業	栃木県	北埼玉郡北川辺町
鬼怒川ダム群連携事業	栃木県	塩谷郡栗山村
八ッ場ダム建設事業	群馬県	塩谷郡藤原町
川古ダム建設事業	群馬県	吾妻郡長野原町
吾妻川上流総合開発事業	群馬県	利根郡新治村
江戸川総合開発事業	群馬県	吾妻郡嬋恋村 同郡六合村
荒川第二調節池建設事業	埼玉県	三郷市 吉川市
荒川流水総合改善事業	埼玉県	市川市 松戸市 流山市
荒川中流流水総合改善事業	埼玉県	市川市 松戸市 流山市
荒川上流ダム再開発事業	埼玉県	葛飾区 江戸川区
利根川広域導水事業	千葉県	浦和市 大宮市
	千葉県	流山市 我孫子市 印西市 東葛飾郡沼南町
	千葉県	松戸市 柏市 流山市 我孫子市 印西市 東葛飾郡沼南町
	埼玉県	秩父郡大滝村
	埼玉県	大里郡川本町 同郡花園町

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

印旛沼総合開発事業	千歳県	成田市 佐倉市 八千代市 印西市 印旛郡酒々井町 同郡印旛村 同郡本埜村 同郡栄町
多摩川流水総合改善事業	東京都	西多摩郡奥多摩町
宮ヶ瀬ダム建設事業	神奈川県	愛甲郡愛川町 同郡清川村 津久井郡津久井町
横川ダム建設事業	山形県	西置賜郡小国町
清津川ダム建設事業	新潟県	南魚沼郡湯沢町
宇奈月ダム建設事業	富山県	下新川郡宇奈月町
利賀ダム建設事業	富山県	東礪波郡利賀村
三峰川総合開発建設事業	長野県	上伊那郡高遠町 同郡長谷村
上矢作ダム建設事業	長野県	下伊那郡根羽村
小里川ダム建設事業	岐阜県	恵那郡上矢作町
新丸山ダム建設事業	岐阜県	瑞浪市 恵那郡山岡町
横山ダム再開発建設事業	岐阜県	瑞浪市 恵那市 加茂郡八百津町 可児郡御嵩町
木曾川流水総合改善事業	岐阜県	揖斐郡藤橋村 同郡坂内村
長島ダム建設事業	静岡県	美濃加茂市 可児市 揖斐郡久瀬村
矢作川河口堰建設事業	静岡県	静岡市 榛原郡本川根町
木曾川導水事業	愛知県	名古屋市中区春日井市 犬山市 小牧市 丹羽郡大口町 同郡扶桑町

設案ダム建設事業	愛知県	北設楽郡設楽町
豊川流況総合改善事業	愛知県	南設楽郡鳳来町
大戸川ダム建設事業	滋賀県	大津市 栗太郡栗東町 甲賀郡信楽町
天ヶ瀬ダム再開発事業	滋賀県	大津市
猪名川総合開発事業	京都府	宇治市 綴喜郡宇治田原町
大滝ダム建設事業	大阪府	箕面市
紀の川大堰建設事業	和歌山県	吉野郡川上村
紀伊丹生川ダム建設事業	和歌山県	和歌山市
足羽川ダム建設事業	和歌山県	橋本市 伊都郡九度山町 同郡高野町
九頭竜川鳴鹿大堰建設事業	福井県	足羽郡美山町 今立郡池田町
志津見ダム建設事業	福井県	吉田郡永平寺町 坂井郡丸岡町
殿ダム建設事業	島根県	飯石郡頓原町
尾原ダム建設事業	島根県	岩美郡国府町
高梁川総合開発事業	島根県	仁多郡仁多町 大原郡木次町
苦田ダム建設事業	岡山県	倉敷市 浅口郡船穂町 吉備郡真備町
温井ダム建設事業	岡山県	山県郡加計町 同郡戸内町
灰塚ダム建設事業	広島県	甲奴郡総領町 双三郡吉舎町 同郡三良坂町

官 報 (号 外)

細川内ダム建設事業	徳島県	那賀郡木頭村
第十堰建設事業	徳島県	徳島市 名西郡石井町 板野郡藍住町 同郡上板町
前の川ダム建設事業	香川県	仲多度郡琴南町
山鳥坂ダム建設事業	愛媛県	喜多郡肱川町 同郡河辺村
中筋川総合開発事業	高知県	宿毛市 幡多郡三原村
嘉瀬川ダム建設事業	佐賀県	佐賀郡富士町
佐賀導水建設事業	佐賀県	佐賀市 佐賀郡大和町 神埼郡神埼町 同郡三田川町 三養基郡北茂安町 同郡上峰町
城原川ダム建設事業	佐賀県	神埼郡神埼町 同郡脊振村
本明川ダム建設事業	長崎県	諫早市
川辺川ダム建設事業	熊本県	球磨郡相良村 同郡五木村
竜門ダム建設事業	熊本県	菊池市
立野ダム建設事業	熊本県	菊池郡大津町 阿蘇郡久木野村 同郡長陽村
高遊原地下浸透ダム建設事業	熊本県	上益城郡益城町
七滝ダム建設事業	熊本県	上益城郡御船町
緑川流水総合改善事業	熊本県	下益城郡砥用町 上益城郡矢部町
矢田ダム建設事業	大分県	大野郡朝地町 同郡大野町
猪牟田ダム建設事業	大分県	玖珠郡九重町

大分川ダム建設事業	大分県	大分郡野津原町
羽地ダム建設事業	沖繩県	名護市
沖繩東部河川総合開発事業	沖繩県	国頭郡宜野座村 同郡金武町
沖繩北西部河川総合開発事業	沖繩県	国頭郡国頭村 同郡大宜味村
座津武ダム建設事業	沖繩県	国頭郡国頭村
思川開発建設事業	栃木県	鹿沼市 日光市 今市市
奈良俣ダム建設事業	群馬県	利根郡水上町
戸倉ダム建設事業	群馬県	利根郡片品村
平川ダム建設事業	群馬県	利根郡利根村
栗原川ダム建設事業	群馬県	利根郡利根村
滝沢ダム建設事業	埼玉県	秩父郡大滝村
浦山ダム建設事業	埼玉県	秩父市 秩父郡荒川村
武蔵水路改築事業	埼玉県	行田市 鴻巣市 北足立郡吹上町
味噌川ダム建設事業	長野県	木曾郡木祖村
阿木川ダム建設事業	岐阜県	中津川市 恵那市 恵那郡岩村町
徳山ダム建設事業	岐阜県	揖斐郡藤橋村
比奈知ダム建設事業	三重県	名張市
川上ダム建設事業	三重県	名賀郡青山町

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

丹生ダム建設事業	滋賀県	伊香郡余呉町
日吉ダム建設事業	京都府	北桑田郡京北町 船井郡八木町 同郡日吉町
布目ダム建設事業	奈良県	奈良市 山辺郡山添村
富郷ダム建設事業	愛媛県	伊予三島市 宇摩郡別子山村
小石原川ダム建設事業	福岡県	甘木市 朝倉郡小石原村
大山ダム建設事業	大分県	日田郡大山町
浦河ダム建設事業	北海道	浦河郡浦河町
白老ダム建設事業	北海道	白老郡白老町
麻路ダム建設事業	北海道	白糠郡白糠町
徳富ダム建設事業	北海道	樺戸郡新十津川町
当別ダム建設事業	北海道	石狩郡当別町
上ノ国ダム建設事業	北海道	檜山郡上ノ国町
厚幌ダム建設事業	北海道	勇払郡厚真町
松倉ダム建設事業	北海道	函館市
トママ生活貯水池建設事業	北海道	勇払郡占冠村
西岡生活貯水池建設事業	北海道	上川郡剣淵町
浅虫ダム建設事業	青森県	青森市
中村ダム建設事業	青森県	西津軽郡鯉ヶ沢町 中津軽郡岩木町

駒込ダム建設事業	青森県	青森市
世増ダム建設事業	青森県	三戸郡南郷村
	岩手県	九戸郡磐米町
大和沢ダム建設事業	青森県	弘前市
奥戸生活貯水池建設事業	青森県	下北郡大間町
磯崎生活貯水池建設事業	青森県	西津軽郡深浦町
北本内ダム建設事業	岩手県	北上市
津付ダム建設事業	岩手県	気仙郡住田町
早池峰ダム建設事業	岩手県	神宮郡大迫町
鷹生ダム建設事業	岩手県	大船渡市
築川ダム建設事業	岩手県	盛岡市
日野沢ダム建設事業	岩手県	九戸郡山形村
綾里川生活貯水池建設事業	岩手県	気仙郡三陸町
遠野第一生活貯水池建設事業	岩手県	遠野市
明戸生活貯水池建設事業	岩手県	下閉伊郡田野畑村
黒沢生活貯水池建設事業	岩手県	二戸郡安代町
長沼ダム建設事業	宮城県	登米郡迫町
新月ダム建設事業	宮城県	気仙沼市

追川総合開発事業	宮城県	栗原郡栗駒町 同郡一追町 同郡花山村
筒砂子ダム建設事業	宮城県	加美郡小野田町 同郡宮崎町
惣の関ダム建設事業	宮城県	宮城県利府町
丸森ダム建設事業	宮城県	伊具郡丸森町
川内沢ダム建設事業	宮城県	名取市
上大沢生活貯水池建設事業	宮城県	玉造郡鳴子町
花山生活貯水池(再開発)事業	宮城県	栗原郡花山村
弘川生活貯水池建設事業	宮城県	本吉郡歌津町
大松川ダム建設事業	秋田県	平鹿郡山内村
真木ダム建設事業	秋田県	仙北郡太田町
砂子沢ダム建設事業	秋田県	鹿角郡小坂町
長木ダム建設事業	秋田県	大館市
大内生活貯水池建設事業	秋田県	由利郡大内町
田沢川ダム建設事業	山形県	飽海郡平田町
綱木川ダム建設事業	山形県	米沢市
乱川ダム建設事業	山形県	東根市
最上小国川ダム建設事業	山形県	最上郡最上町
留山川生活貯水池建設事業	山形県	天童市

堀川ダム建設事業	福島県	西白河郡西郷村
木戸ダム建設事業	福島県	双葉郡楢葉町
久慈川ダム建設事業	福島県	東白川郡棚倉町
今出川総合開発事業	福島県	石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村
新田川ダム建設事業	福島県	原町市
外面ダム建設事業	福島県	西白河郡西郷村 同郡大信村
田島生活貯水池建設事業	福島県	南会津郡田島町
こまち生活貯水池建設事業	福島県	田村郡小野町
小山ダム建設事業	茨城県	高萩市
緒川ダム建設事業	茨城県	那珂郡美和村 同郡緒川村
藤井川生活貯水池(再開発)事業	茨城県	東茨城郡常北町
大谷原川生活貯水池建設事業	茨城県	西茨城郡七会村
東大芦川ダム建設事業	栃木県	鹿沼市
三河沢ダム建設事業	栃木県	塩谷郡栗山村
中禅寺生活貯水池(再開発)事業	栃木県	日光市
大室川生活貯水池建設事業	栃木県	那須郡馬頭町
四方川ダム建設事業	群馬県	吾妻郡中之条町
倉瀬ダム建設事業	群馬県	群馬郡倉瀬村

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

増田川ダム建設事業	群馬県	碓氷郡松井田町
大仁田生活貯水池建設事業	群馬県	甘楽郡雨牧村
雄川生活貯水池建設事業	群馬県	甘楽郡甘楽町
合角ダム建設事業	埼玉県	秩父郡吉田町 同郡小鹿野町
大野ダム建設事業	埼玉県	比企郡幾川村
小森川ダム建設事業	埼玉県	秩父郡両神村
片倉ダム建設事業	千葉県	君津市
追原ダム建設事業	千葉県	君津市
矢那川ダム建設事業	千葉県	木更津市
大多喜ダム建設事業	千葉県	夷隅郡大多喜町
奥三面ダム建設事業	新潟県	岩船郡朝日村
佐梨川ダム建設事業	新潟県	北魚沼郡湯之谷村
常浪川ダム建設事業	新潟県	東蒲原郡上川村
鶴川ダム建設事業	新潟県	柏崎市
柿崎川ダム建設事業	新潟県	中頸城郡柿崎町
広神ダム建設事業	新潟県	北魚沼郡広神村
儀明川ダム建設事業	新潟県	上越市
奥胎内ダム建設事業	新潟県	北蒲原郡黒川村

羽茂川ダム建設事業	新潟県	佐渡郡羽茂町
入川ダム建設事業	新潟県	佐渡郡相川町
晒川生活貯水池建設事業	新潟県	十日町市
中野川生活貯水池建設事業	新潟県	新井市
三用川生活貯水池建設事業	新潟県	南魚沼郡大和町
芋川生活貯水池建設事業	新潟県	古志郡山古志村
正善寺生活貯水池(再開発)事業	新潟県	上越市
新保川生活貯水池(再開発)事業	新潟県	佐渡郡金井町
久婦須川ダム建設事業	富山県	婦自郡八尾町
黒川ダム建設事業	富山県	上新川郡大山町
片貝川ダム建設事業	富山県	魚津市
百瀬ダム建設事業	富山県	東礪波郡利賀村
湯道丸ダム建設事業	富山県	小矢部市
大谷生活貯水池建設事業	富山県	黒部市
池川生活貯水池建設事業	富山県	東礪波郡城端町
舟川生活貯水池建設事業	富山県	下新川郡入善町
九谷ダム建設事業	石川県	江沼郡山中町
河内ダム建設事業	石川県	鹿島郡中島町

所司原ダム建設事業	石川県	羽咋郡志雄町
辰巳ダム建設事業	石川県	金沢市
北河内ダム建設事業	石川県	鳳至郡柳田村
河内川ダム建設事業	福井県	遠敷郡上中町
日野川総合開発事業	福井県	武生市 南条郡今庄町
浄土寺川ダム建設事業	福井県	勝山市
大津呂生活貯水池建設事業	福井県	大飯郡大飯町
永平寺川生活貯水池建設事業	福井県	吉田郡永平寺町
深城ダム建設事業	山梨県	大月市
琴川ダム建設事業	山梨県	東山梨郡牧丘町
芦川ダム建設事業	山梨県	西八代郡上九一色村
笹子生活貯水池建設事業	山梨県	大月市
大仏ダム建設事業	長野県	松本市
浅川ダム建設事業	長野県	長野市
小仁熊ダム建設事業	長野県	東筑摩郡本城村
下諏訪ダム建設事業	長野県	諏訪郡下諏訪町
角間ダム建設事業	長野県	下高井郡山ノ内町
蓼科ダム建設事業	長野県	茅野市

清川ダム建設事業	長野県	飯山市
水上生活貯水池建設事業	長野県	東筑摩郡四賀村
金原生活貯水池建設事業	長野県	小県郡東部町
北山生活貯水池建設事業	長野県	東筑摩郡麻績村
松川生活貯水池(再開発)事業	長野県	飯田市
余地生活貯水池建設事業	長野県	南佐久郡佐久町
郷土沢生活貯水池建設事業	長野県	下伊那郡豊丘村
黒沢生活貯水池建設事業	長野県	南安曇郡三郷村
駒沢生活貯水池建設事業	長野県	上伊那郡辰野町
丹生川ダム建設事業	岐阜県	大野郡丹生川村
内ヶ谷ダム建設事業	岐阜県	郡上郡大和町
大島ダム建設事業	岐阜県	高山市
大ヶ洞生活貯水池建設事業	岐阜県	益田郡萩原町
中野方生活貯水池建設事業	岐阜県	恵那市
太田川ダム建設事業	静岡県	周智郡森町
青野大師生活貯水池建設事業	静岡県	賀茂郡南伊豆町
北松野生活貯水池建設事業	静岡県	庵原郡富士川町
布沢川生活貯水池建設事業	静岡県	清水市

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

男川ダム建設事業	愛知県	額田郡額田町
木瀬生活貯水池建設事業	愛知県	西加茂郡藤岡町
鳥羽河内ダム建設事業	三重県	鳥羽市
伊勢路川ダム建設事業	三重県	度会郡南勢町
滝川生活貯水池建設事業	三重県	上野市
大村川生活貯水池建設事業	三重県	一志郡白山町
桂畑生活貯水池建設事業	三重県	安芸郡美里村
片川生活貯水池建設事業	三重県	南牟婁郡御浜町
姉川ダム建設事業	滋賀県	坂田郡伊吹町
北川ダム建設事業	滋賀県	高島郡朽木村
粟栖ダム建設事業	滋賀県	犬上郡多賀町
南丹ダム建設事業	京都府	船井郡園部町
畑川ダム建設事業	京都府	船井郡丹波町
福田川生活貯水池建設事業	京都府	竹野郡網野町
安威川ダム建設事業	大阪府	茨木市
狭山ダム建設事業	大阪府	大阪狭山市
槻尾川ダム建設事業	大阪府	和泉市
石井ダム建設事業	兵庫県	神戸市

成相・北富士ダム建設事業	兵庫県	三原郡三原町
金出地ダム建設事業	兵庫県	赤穂郡上郡町
武庫川ダム建設事業	兵庫県	宝塚市 西宮市
大路生活貯水池建設事業	兵庫県	朝来郡和田山町
与布土生活貯水池建設事業	兵庫県	朝来郡山東町
但東生活貯水池建設事業	兵庫県	出石郡但東町
みくまり生活貯水池建設事業	兵庫県	多紀郡篠山町
八鹿生活貯水池建設事業	兵庫県	養父郡八鹿町
西紀生活貯水池建設事業	兵庫県	多紀郡西紀町
丹南生活貯水池建設事業	兵庫県	多紀郡丹南町
岩井川ダム建設事業	奈良県	奈良市
飛鳥ダム建設事業	奈良県	高市郡高取町
大門生活貯水池建設事業	奈良県	生駒郡三郷町
切目川ダム建設事業	和歌山県	日高郡印南町
美里生活貯水池建設事業	和歌山県	海草郡美里町
朝編ダム建設事業	鳥取県	西伯郡会見町
中部ダム建設事業	鳥取県	東伯郡三朝町
東郷生活貯水池建設事業	鳥取県	東伯郡東郷町

益田川ダム建設事業	島根県	益田市 美濃郡美都町
波積ダム建設事業	島根県	江津市
大長見ダム建設事業	島根県	浜田市 那賀郡弥栄村
鮎子ダム建設事業	島根県	隠岐郡西郷町
浜田川総合開発事業	島根県	浜田市 那賀郡金城町
矢原川ダム建設事業	島根県	美濃郡美都町
美田生活貯水池建設事業	島根県	隠岐郡西ノ島町
千屋ダム建設事業	岡山県	新見市
三室川ダム建設事業	岡山県	阿哲郡神郷町
竹谷生活貯水池建設事業	岡山県	上房郡賀陽町
河平生活貯水池建設事業	岡山県	御津郡加茂川町
大原川生活貯水池建設事業	岡山県	英田郡美作町
仁賀ダム建設事業	広島県	竹原市
関川ダム建設事業	広島県	広島市 東広島市
四川ダム建設事業	広島県	福山市
福富ダム建設事業	広島県	賀茂郡福富町
梶毛ダム建設事業	広島県	広島市
山田川生活貯水池建設事業	広島県	世羅郡甲山町
久井生活貯水池建設事業	広島県	御調郡御調町 同郡久井町
平瀬ダム建設事業	山口県	徳山市 玖珂郡錦町
木屋川ダム建設事業	山口県	長門市 豊浦郡豊田町
大河内川ダム建設事業	山口県	長門市
竹尾生活貯水池建設事業	山口県	熊毛郡田布施町
黒杭川上流生活貯水池建設事業	山口県	柳井市
真稀川生活貯水池建設事業	山口県	宇都市
見島生活貯水池建設事業	山口県	萩市
湯免生活貯水池建設事業	山口県	大津郡三隅町
西万倉生活貯水池建設事業	山口県	厚狭郡楠町
宮川内谷川総合開発事業	徳島県	板野郡土成町
柴川生活貯水池建設事業	徳島県	三好郡山城町
黒谷生活貯水池建設事業	徳島県	板野郡板野町
門入ダム建設事業	香川県	大川郡寒川町
多治川ダム建設事業	香川県	仲多度郡仲南町
椋川ダム建設事業	香川県	香川郡塩江町
白鳥ダム建設事業	香川県	大川郡白鳥町
綾川ダム群連携事業	香川県	綾歌郡綾上町

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

内海ダム(再開発)事業	香川県	小豆郡内海町
粟井生活貯水池建設事業	香川県	観音寺市
中山川ダム建設事業	愛媛県	周桑郡丹原町
坂本ダム建設事業	高知県	宿毛市
和食ダム建設事業	高知県	安芸郡芸西村
以布利生活貯水池建設事業	高知県	土佐清水市
仁井田生活貯水池建設事業	高知県	香美郡土佐山田町
春遠生活貯水池建設事業	高知県	幡多郡大月町
藤波ダム建設事業	福岡県	浮羽郡浮羽町
伊良原ダム建設事業	福岡県	京都郡犀川町
福智山ダム建設事業	福岡県	直方市
鳴瀬ダム建設事業	福岡県	粕屋郡篠栗町
猪野ダム建設事業	福岡県	粕屋郡久山町
五ヶ山ダム建設事業	福岡県	筑紫郡那珂川町
寒田ダム建設事業	佐賀県	神埼郡東脊振村
清滝ダム建設事業	福岡県	築上郡築城町
北谷生活貯水池建設事業	福岡県	粕屋郡古賀町
	福岡県	太宰府市

山神生活貯水池(再開発)事業	福岡県	筑紫野市
横竹ダム建設事業	佐賀県	藤津郡嬉野町
中木庭ダム建設事業	佐賀県	鹿島市
狩立・日ノ峯ダム建設事業	佐賀県	杵島郡山内町
井手口川ダム建設事業	佐賀県	伊万里市
都川内ダム建設事業	佐賀県	伊万里市
有田川総合開発事業	佐賀県	西松浦郡有田町
石木ダム建設事業	長崎県	東彼杵郡川棚町
轟ダム建設事業	長崎県	北高来郡高来町
萱瀬ダム(再開発)事業	長崎県	大村市
長崎水害緊急ダム建設事業	長崎県	長崎市 西彼杵郡大瀬戸町
目保呂ダム建設事業	長崎県	上県郡上県町
伊木力ダム建設事業	長崎県	西彼杵郡多良見町
笛吹ダム建設事業	長崎県	松浦市
村松ダム建設事業	長崎県	西彼杵郡琴海町
宮崎生活貯水池建設事業	長崎県	西彼杵郡三和町
小浦生活貯水池建設事業	長崎県	下県郡厳原町
樋口生活貯水池建設事業	長崎県	北松浦郡鹿町町

宮ノ川生活貯水池建設事業	長崎県	南松浦郡新魚目町
高浜生活貯水池建設事業	長崎県	西彼杵郡野母崎町
船津生活貯水池建設事業	長崎県	北高来郡小長井町
つづら生活貯水池建設事業	長崎県	北松浦郡小佐々町
梅津生活貯水池建設事業	長崎県	志岐郡郷ノ浦町
五木ダム建設事業	熊本県	八代郡泉村 珠磨郡五木村
釈迦院ダム建設事業	熊本県	下益城郡中央町
路木ダム建設事業	熊本県	牛深市 天草郡河浦町
上津浦生活貯水池建設事業	熊本県	天草郡有明町
水川生活貯水池(再開発)事業	熊本県	八代郡泉村
七ツ割生活貯水池建設事業	熊本県	天草郡大矢野町
高浜生活貯水池建設事業	熊本県	天草郡天草町
赤木生活貯水池建設事業	熊本県	宇土市
姫戸生活貯水池建設事業	熊本県	天草郡姫戸町
竹田水害緊急治水ダム建設事業	大分県	竹田市 直入郡久住町 同郡荻町
野津生活貯水池建設事業	大分県	大野郡野津町
沖田ダム建設事業	宮崎県	延岡市
田代八重ダム建設事業	宮崎県	西諸県郡須木村 児湯郡西米良村

別表第一

事業名	事業理由	所在地
吹山ダム建設事業	平成十年以降は事業を行わないこととした理由	熊本県 球磨郡多良木町
手洗生活貯水池建設事業		宮崎県 西都市
田上ダム建設事業		宮崎県 日南市
川辺ダム建設事業		鹿児島県 鹿児島市
大和生活貯水池建設事業		鹿児島県 川辺郡川辺町
満名ダム建設事業		鹿児島県 大島郡大和村
金城ダム建設事業		沖繩県 国頭郡本部町
白水ダム建設事業		沖繩県 那覇市
儀間川総合開発事業		沖繩県 石垣市
我喜屋生活貯水池建設事業		沖繩県 島尻郡仲里村
アザカ生活貯水池建設事業		沖繩県 島尻郡伊平屋村
渡嘉敷生活貯水池建設事業		沖繩県 国頭郡大宜味村
		沖繩県 島尻郡渡嘉敷村

日野沢ダム建設事業
 上記ダムを利用して河川の流水を水道及び工業用水道の用に供する意向を示していた岩手県久慈市がその意向を取り下げたことにより当該ダムの目的は洪水調節のみとなり、これまでに得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を久慈川水系久慈川において行う方が、上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため

<p>明戸生活貯水池建設事業</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を養魚の用に供する意向を示していた田野畑村漁業協同組合がその意向を取り下げたことにより当該ダムの目的は洪水調節のみとなり、これまでに得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を明戸川水系明戸川等において行う方が、上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため</p>
<p>乱川ダム建設事業</p>	<p>これまでに得られた調査の結果から、上記ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を最上川水系乱川において行う方が、上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため</p>
<p>芋川生活貯水池建設事業</p>	<p>これまでに得られた調査の結果から、上記ダムの洪水調節等に相当する効果を有する他の水資源開発及び信濃川水系芋川における他の治水対策を行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため</p>
<p>仁井田生活貯水池建設事業</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道の用に供する意向を示していた高知県香美郡土佐山田町がその意向を取り下げたことにより当該ダムの目的は洪水調節のみとなり、これまでに得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を物部川水系仁井田川において行う方が、上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため</p>
<p>設事業 満名ダム建設事業</p>	<p>これまでに得られた調査の結果から、上記ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を満名川水系満名川において行う方が、上記事業を行うよりも経済的に有利であることが確認されたため</p>
<p>事業名 前の川ダム建設事業 矢田ダム建設事業</p>	<p>平成十年度予算概算要求では要求を行わないこととした理由 これまでに得られた調査の結果から、上記ダムを利用して河川の流水を水道の用に供することと仮定した場合に当該ダムに係る水道事業者の負担金が大きな額となること及び当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を土器川水系土器川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため 上記ダムにより水没することとなる区域の地権者の反対等により長期間にわたって上記事業の進捗よくを図ることができない状況であることから、大野川水系大野川等の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>

<p>白老ダム建設事業</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道及び工業用水道の用に供する意向を示している北海道室蘭市及び白老郡白老町における水需要が当初計画どおりに見込めない状況であることを受け、上記事業の事業者である北海道知事が事業の再評価を表明したこと及びこれまで得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を白老川水系白老川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>
<p>松倉ダム建設事業</p>	<p>上記ダムの建設に伴う自然環境への影響に関し種々の意見が出されていることを受け、上記事業の事業者である北海道知事が事業の今後の進め方を判断する必要があると表明したことから、同知事の意見を尊重することとしたため</p>
<p>トマム生活貯水池建設事業</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道の用に供する意向を示している北海道勇払郡占冠村における水需要が当初計画どおりに見込めない状況であることを受け、上記事業の事業者である北海道知事が事業の再評価を表明したこと、及びこれまでに得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を鶴川水系鶴川等において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、これらの河川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>
<p>丸森ダム建設事業</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道及び工業用水道の用に供する意向を示している宮城県伊具郡丸森町における水需要が当初計画どおりに見込めない状況であることを受け、これまで得られた調査の結果から当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を阿武隈川水系内川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>
<p>新月ダム建設事業 小森川ダム建設事業</p>	<p>上記ダムにより水没することとなる区域の地権者の反対等により長期間にわたって上記事業の進捗よくを図ることができない状況であることから、大川水系大川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため 上記ダムは荒川水系小森川及び薄川の洪水調節並びにこれらの河川の流水を埼玉県熊谷市をはじめとする三十三市三十六町四村五企業団の水道の用に供することを目的としているが、これまでに得られた調査の結果</p>

<p>梅津生活貯水池建設事業</p>	<p>七ツ割生活貯水池建設事業</p>	<p>白水ダム建設事業</p>
<p>から、当該ダムによる洪水調節等に相当する効果を有する他の水資源開発及びこれらの河川における他の治水対策を行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、これらの河川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に關し改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>	<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道の用に供する意向を示している長崎県佐岐郡浦町における水需要が当初計画どおりに見込めない状況であること及びこれまでに得られた調査の結果から、当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を梅津川水系梅津川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に關し改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>	<p>上記ダムを利用して淡水化した海水を貯留して水道の用に供する熊本県天草郡大矢野町の計画の実現が困難となったこと及びこれまでに得られた調査の結果から当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を七ツ割川水系七ツ割川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に關し改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>
<p>上記ダムを利用して河川の流水を水道の用に供する意向を示している沖縄県石垣市における水需要が当初計画どおりに見込めない状況であること及びこれまでに得られた調査の結果から当該ダムによる洪水調節に相当する効果を有する他の治水対策を名蔵川水系名蔵川において行う方が上記事業を行うよりも経済的に有利である可能性があると考えられることから、同川の治水及び当該ダムに係る利水に関する計画に關し改めて多角的な検討を行う必要があると考えたため</p>		

平成九年十一月十九日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第一、三号の発送は都合により後日となるため、第六号を先に発送しました。)

発行所

〒一〇五 東京港区
虎ノ門三丁目三番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4284

定 価

（配本） 本号一部
送

料 〇五円
別 〇〇円